

商品概要説明書

《定期積金（定額式）》

（令和3年4月1日現在）

商品名	・特典付定期積金（愛称：ゆとり倶楽部）
ご利用いただける方	個人のみ（年金友の会に加入されている方） （当JAに年金受給口座を指定している方または、年振込指定予約者（55歳以上）の方に限ります。）
期間	・1年以上5年以下
払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・年金振込口座（指定口座）から契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。 ・掛込周期は1ヶ月、2ヵ月、3ヵ月のいずれかとします。 ・1回あたり1,000円以上 ・掛込金総額お1人様200万円までとします。 ・1円単位
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。
給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 利回り情報の入手方法	・契約時の優遇金利を満期日まで適用します。 ○金利優遇：店頭表示金利+0.3% ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・店頭利回りは店頭の金利表示ボードに表示しています。本商品の利回りは窓口でお問合せください。
手数料	——
付加できる特約事項	・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
中途解約時の取扱	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1) 初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2) 初回掛込日から満期日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% （ただし、解約日における普通貯金の利率を下限とします。）
貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または総務部リスク管理課（電話：092-924-1311）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、福岡県農業協同組合中央会が設置・運営するJAグループ福岡総合相談所【福岡県JAバンク相談所】（電話：092-711-3855）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA総務部リスク管理課またはJAグループ福岡総合相談所【福岡県JAバンク 相談所】にお申し出ください。 福岡県弁護士会紛争解決センター 天神弁護士センター（電話：092-741-3208） 北九州法律相談センター（電話：093-561-0360） 久留米法律相談センター（電話：0942-30-0144）
その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・取扱期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとします。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

商品概要説明書
 ≪定期積金（目標式）≫

（令和3年4月1日現在）

商品名	・特典付定期積金（愛称：ゆとり倶楽部）
ご利用いただける方	個人のみ（年金友の会に加入されている方） （当JAに年金受給口座を指定している方または、年振込指定予約者（55歳以上）の方に限ります。）
期間	・1年以上5年以下
払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位	・年金振込口座（指定口座）から契約期間内で掛金を分割して払込みいただきます。（初回で掛金を調整） ・掛込周期は1ヶ月、2ヵ月、3ヵ月のいずれかとします。 ・1回あたり1,000円以上 ・掛込金総額お1人様200万円までとします。 ・1円単位
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。
給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 利回り情報の入手方法	・契約時の優遇金利を満期日まで適用します。 ○金利優遇：店頭表示金利+0.3% ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・店頭利回りは店頭の金利表示ボードに表示しています。本商品の利回りは窓口でお問合せください。
手数料	———
付加できる特約事項	・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
中途解約時の取扱	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1) 初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2) 初回掛込日から満期日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% （ただし、解約日における普通貯金の利率を下限とします。）
貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または総務部リスク管理課（電話：092-924-1311）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、福岡県農業協同組合中央会が設置・運営するJAグループ福岡総合相談所【福岡県JAバンク相談所】（電話：092-711-3855）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA総務部リスク管理課またはJAグループ福岡総合相談所【福岡県JAバンク 相談所】にお申し出ください。 福岡県弁護士会紛争解決センター 天神弁護士センター（電話：092-741-3208） 北九州法律相談センター（電話：093-561-0360） 久留米法律相談センター（電話：0942-30-0144）
その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・取扱期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとします。

詳しくは窓口にお問い合わせください。